

平成 31 年度 第 11 回運営協議会会議録

日時：平成 31 年 4 月 18 日（木）午後 2 時～

場所：奈良県広域消防組合 天理消防署 3 階会議室

出席者 8 名（[REDACTED] 欠席）

局長：皆さんお揃いでございますので、只今より運営協議会を行わせていただきます。又本日は任期満了もって勇退されます [REDACTED] 並びに [REDACTED] におかれましては、最後の運営協議会となります。[REDACTED] には組合発足以降 3 年間副管理者として色々とご指導いただきました事、この場においてお礼申し上げます。それでは開催に先立ちまして、並河管理者よりご挨拶申し上げます。

管理者：改めまして、こんにちは。運営協議会も第 11 回でございますけれども、年度始まってまだそんなに日も経たず、そして統一地方選等もある中でご公務ご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。又今、局長の方からも申し上げましたけども、[REDACTED] におかれましては、組合発足より多大なご貢献をいただきました。まだご任期ある所なんで、ちょっと早過ぎるかなと思いますが、この組合としての御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。先般、今この要求水準書を作っていく中の状況という事もお話をさせていただいたわけなんでございますけども、もう今年度は発注に向けた諸準備というものが本格化をして参ります。本日は実施方針とその要求水準書（案）についてご確認をいただきますのと、又今後の起債の在り方等についてもご審議をいただきたいと思ってますんで宜しくお願ひを申し上げます。

<資料確認>

局長：それでは次第に従いまして、管理者より議事進行をお願いします。

管理者：それでは僭越ですけれども、議事を進めて参ります。まず、議事 1 番であります実施方針及び要求水準書（案）について事務局の方から説明お願ひします。

<説明>

管理者：焼却施設の所で今実施方針等要求水準書の概要とご説明をいたしましたので、一旦ここで切って、もしご質問等あればお伺いをしたいと思いますけども、如何でございましょうか。何かございますでしょうか。

[REDACTED]：説明する時ページ数言うてくれへんか。

管理者：ちょっと通し番号つけてなかったので申し訳ないです。

■：ちょっとちょっとちょっと飛んでいきよるから今どこいつとんねや、急に分からんようになつてくる。

■：この見学者というか、出入り自由になってんねんけど、これはこれで別に悪い事はないと思うんやけど。実際、中で何か起こるとかそういう場合の安全管理とかそんなんはしっかりやれんのかね。その辺はどうなんやろ。これ出入り自由ですやろ。

局長：当然団体の方は説明等も含めてあるんですけど、勝手に入られる方も自由に見られるという事なんで、今仰ったような、何か事が起った時にどういう対応をするかという事についてはちょっとこれを含めて再度。今の所何か答える内容ある。

課長：今の所なんですけども、安全の所については基本、運営事業者との交わりは無いような形のものを考えております。

管理者：動線は完全に切ってるわけですか。

課長：動線が若干交わってくるのが、施設外の駐車場とかですね、そういった所の構内通路の所で、若干動線が重なったりするケースは考えられますけども、基本は運営事業者と来訪者との重なりは避けるような形のものの考え方をしております。

局長：重なりも含めて、例えば何か起った時の対応も含めて仰ってると思うんで。

■：仮に、例えばどこかの行政やとか色々な組合が見学に来るという場合は当然、説明員について案内をすると。ただそういうとこに該当しない人が勝手に来て、勝手でバ一っと歩き回って見てっていうのが、誰か全然分からへんと。何あんのか分からへん。そういうケースってどうなん。

南主査：それに関してなんですけれども、これからメーカーの提案にはなってくると思うんですけども、建物内に関しては入れるフロアと入れないフロアというのが出てくる状態になります。それによって安全を確保するような形になってくると思われます。

局長：例えば一般の方が来られた時にここはどういう施設かっていう案内とかいうのは、当然あるわけやな。

南主査：はい。

局長：だからどなたが来ても分かるような形にはすると。

管理者：破壊行為とかそんな極端な例はともかくとして、何かあった際に誰がどう駆けつけられるか、その辺の体制の部分。

■：当然、防犯カメラもキチつと付けとるから、すぐに確認できるからね、今の時代やからまへんねんけど。何かあった時にどうするんやつちゅう話やから。

管理者：その辺り留意して。

■：8ページで応募者の構成等の主な要件の中の3つ目、代表企業は構成10市町村の住民等を対象とした雇用に配慮する事って書いたあるねんけども。どういうふうに取ったらいいのかな。

管理者：雇用っていうかあれですかね、下請け的な事をこれは書いてるんだっけ。

南主査：そうです。協力企業とともに、代表企業に関してはちょっと構成10市町村と限るとしんどい所あると思うんですけども、協力企業としての雇用というか採用は積極的に行って下さいと、それに関してもこれから審査する時にこういう業者を使いますよっていうような提案をいただいて、それも評価点という形になっていきます。

管理者：雇用に配慮する事って、発注じゃなくて雇用に。

■：それはJV、何て言うの企業体でっていうのがあるやろ。それは元々からちゃんと示しかんと。下請けってあるやん、この事はその事を書いてあるんちやうのん。

南主査：そうです、はい。

■：それ始めて組んだ主体が、これでJVはこれとこれで企業体組みましたというて応募してもらうけども、下請けはそっから以外の下請けは地元でもしっかり配慮したってやっていう事を書いてあるんやな。そんなんは提案してもらうとかやこしい事言わへん方がいいで。そんなん提案してもらったら困るやん。下請けまで提案してもらったら困るねや。

管理者：提案書類の中に入らないでしょ、それは。

課長：下請けは入ないです。

南主査：でも使いますよっていうのは出てきますんで。

■：会社に任せた下請けまでこっちでチェックしてられへんし、そんなん。

南主査：使ったらあかんとかは何もないです。基本的に地元雇用して下さいねっていう話を条件にしてますんで。

管理者：努力規定的に結構最近一般入ってる所があるので、入ってはいますけれども提案書の中にそれを明記する事がマストな形にはならないでしょ。

課長：そうですね、もう自由になりますのでね。

■■■：危ない危ない。書いたらあかん。そんなんこっちで、企業が自分とこの組織として責任もって雇ってくれはりました。せやけどこっちが言えるのは、発注者側としては地元優先で宜しくお願ひしますよ、配慮して下さいよと言えるけども、どこをどう雇わはったって報告して下さいっていうとこまでは権利はないと思う。

局長：どこをどう雇ったとかいう事より、下請けとしては地元を使いますよというような提案をした所については加点をするという、どこを使うとかじゃなくて当然。

■■■：どこやなしに、何%地元で落としますよとかいう話になつたら、それも難しいなあ、下請けの何%っていうのは。

課長：割合までは考えていないんですけども、基本、発注者側としては地元雇用も出来るだけお願いしたいという意思だけで、それについて向こうがうちの意思を組んで分かりましたと言うてもらえるものなのか、いややっぱり地元雇用しませんと言うものかぐらいですね。

管理者：後は任せとかないと、書いとくだけで。

■■■：それで配慮しますとか点数加算して評価点にしますやなんて言うていつたら、余計難になっていくさかいに。

管理者：■■■が仰るのは、サラっと書いとくだけで加点対象とかそういうふうな事にはせず、後はもう任せとくと。こっちの方向性としては示しとけばいいと、そういう事でよろしいか。

■■■：うん、せやからそれを名前で挙がっていつたら。

課長：名前は挙がらないです。

■■■：そやろ。

課長：名前を見て点数を多くしたりとか、それは無いです。

■：うち今ごみの施設やってんのは、奈良県内での調達率何%ですかとかいうのは聞いたけども、高田市の分で何%やて聞かないし、県内の調達をどう考えてますかっていう範囲ぐらいで止めとかんと。10市町村の中に何%使いはりますかとか、構成市内でとかでやっていたら大変しんどい問題にはなってくる。

■：今、高田市長言うてはんのは、その通りやと思うし、下手な書きぶりをすると。

■：首が絞まる。

管理者：踏み込み過ぎた要望もしないし、向こうから求める事もない。

■：10団体あるねんからそれぞれの市町村からうち使ってもらってくれるか、そんな声あがってくるのは当たり前の話やから。頼んでよとかいうやつな。

管理者：ですから、固有名詞は評価しない。

■：技術提案、提案の中にそれが入ってるっていうのはオッケーやけども、向こうから勝手に言わはっただけであって、これが評価点に繋がるんで何点以上は何点、何点以下は何点とかそういう事をやってますって言うていったら。

課長：その部分については加点はどこにどれだけの加点をしますかっていう点につきましては言わないですよ。

■：勿論言わないけど評価する人は点数で分かるわけやろ。

課長：はい、やっぱりうちができるだけ地元雇用も考えて下さいねという形で要求水準書の方を作っておりますんで、それを考えていただいている事業者とそうでない事業者では若干の点数は違う。その部分だけについてはね。

■：それを構成10市町村というのか、奈良県っていうのか天理市とか言うのかってえらい違いやる。

課長：はい、それは構成10市町村。

■：それしんどいと思うで。奈良県内需要っていう。

南主査：広くっていう形にも取る事もできます。小さくという事もできます。

■：せやから、敢えて 10 市町村の下請けでお願いしますよって言い切るけ。しんどいで。

局長：下請けお願いしますって要するに、業者としては絶対、事業する以上地元の業者使わんとダメなので、出来るだけそういう地元の業者を使うような配慮をしなさいと。それだけの事なんで。どこを使うとかそういう。

■：そこで止めとかなしんどいと思う、加点しますとか。いや、評価はするんやで地元考えたる企業と考えてない企業やったら。せやからうちが作ったんは奈良県でどんだけの部材調達とか、率どれくらい考えてはりますかっていうのは、あくまでもそちらの考え方のあれを聞いてるだけであってうちがそれをどう判断するか手の内は見せてへん。だから 40 億の市役所建てるんやったら 10% は奈良県で買います、15% は奈良県で部材買いますとか、そんな大きなくくりの中では。

管理者：だから採点表とか勿論出さないでしょ。

課長：出さない。

管理者：全く。その中で配慮する事っていうふうに書いてるだけなんで、後はそれをああこう書いてるという事は一つ盛り込んどこかっていうのも企業側の自由だし。

■：それを頭から評価しますやなんて言うてもしたら。

課長：それ、言わない。その分については。

管理者：だからちょっとこの場でそういう話が出ましたけど、今後色々な説明会とかもあると思うんで、それがですからその評価になるとかならんとかそういう事は言わないようにしようという。

課長：それはそしたら、内々でも言わないっていう事なんですか。

管理者：内々の場合。

課長：今、多分ね。

■：内々っていうか、どこを内々って言うかやな。

課長：だから今、担当の南の方が言わせていただいたのは、内々っていうものの考え方でやっぱり各首長には知つといていただいた方がいいであろうという認識を基で言わせていただいてるものであって、それ以外の部外については全く言う事もしませんし。

■：せやけど、その業者選定で委員にこれが何点、これが何点、例えばですよ、どんな形してはんのか具体的には見てへんけども、全体で200点満点の内の地元何やら率高い方に何点、低い方に何点とか1、2、3で書いてあって番号で20点10点5点って書いてあつたらそんで評価しますになるやんか。せやけどそういうとこまで踏み込むのかっていう事を聞いてるわけよ。

課長：はい、各採点していただく委員についても、事業者選定委員についても配点表も検討していただいている所がありますんで。

■：そうやねん。配点もしてもらてんねやな、全て。それはしはる人らはその点数を見はるわけやろ。

課長：そうです。

■：うん。それを10市町村っていう枠でやって、楽なんかなって俺は思わんけどな。奈良県っていう捉え方で地元って捉えたら我々勿論天理市は工事現場の地元やけども、広域の10市町村も地元やし、奈良モデルで事業してるさかいに、奈良モデル、奈良が地元っていう考え方にもなるしさ。

管理者：一般的な発想でいければ、議会だって色んなとこに対しても10市町村の皆さんのお預かりした公金でやる仕事なんで、代表にはならないけども、やっぱりそれって地元の方にも経済的に還元されるんやんっていう部分の関心はあると思うんです。だからそれでいくと10市町村っていう書き方には私はなるのかなと。ただ、それが書いてなかつたが為に失格になるとか合格点に達しないようなウエイトにはならないというふうに思いますし、出来る範囲でのこれは。

■：書きぶりが難しいな。それだけ覚えといて。

■：今、管理者言うてはるようにな、例えば地元業者を配慮する事とか、どういう書き方するか分からんけど、はっきり言うて我々10市町村やんか。10市町村の業者使うのは当たり前やんけ、そんなんっていう話やんか。せやけど、そこに適切な業者がなかつたら、地元やねんから奈良県も地元やんか、奈良県内で探しはつたらええこっちゃないか。逃げられるようにだけうととかなあかんっていう事やわな。

管理者：雇用する事と書いてしまうと、それは、配慮する事と。

■：10市町村でできるもんあつたら、使うべきやろと誰でも考えるよな、当たり前の話やけどな。

■■■■■：言っておかないと議会の方からも、何であそこ入つとんねんっていう話は辛いとありますけど。

■■■■■：それは発注者側の責任としたら、業者に強く要望をしてますで止めやな。それを文章に書いて個々に判もうてますやなんてやっていったら、段々しんどなっていくやんか。せやからあくまでも発注者側の権限としては、地元最優先で。民間やさかい、向こうは。民やさかいに、官と違うんやから宜しくお願ひします、地元しつかり配慮して下さいよっていう事は要望しますよっていうのは一方通行で要望したらしい。

管理者：それはですね、ほんまに言ってるのかみたいな話になった時に、ちゃんと公表した実施方針なりに書いてあったら、ここに書いてある通り配慮する事ってなってますよねってこの通り言ってますっていうそこまでやと思います。

■■■■■：配点は勿論入れなければ点数下がりますさかいに、その分は他で努力してもらわなしうがないですねという事でよろしいでしょうか。

管理者：ただまあ今仰っていただいた点はよくよく留意して、今後もあまり面倒かけないように。その他ございますでしょうか。

■■■■■：21 ページと 30 ページなんんですけど、計量機であったり、洗車場という所があるんですけど、こんだけの台数が一気に大体集まるんで、かなり配慮して提案いただかないといけない、渋滞とかもかなりあるんかなと予想される事態とかになっていく。その辺又。

局長：基本的に搬入の時間帯とかいうのは、当然前もって決めさせていただいてますので、渋滞しないような計画は作っておりますので、その辺は又。

■■■■■：普段の台数何ばも、これだけのやつが来る、奈良市でもあれだけ渋滞とかいう話になってしまふんで、一時のものになると思うんで、自分らの中の方も民間は時間ずらしてからってあるんですけど、パッカー車だけ凄く並ぶ状態にならんようにだけは、提案の中でしつかり見とかないとあかん、実務的な所も配慮いただかないとあかんのかなとは。

局長：計画前に各市町村に、搬入台数は確認させていただいておりますので、それなりの配分は計画しておりますので、多分混雑はしないであろうと。

管理者：地元要望でも仰っていただいてた渋滞なので、しつかり。

■■■■■：地元に又迷惑かかったらあれなんで。

管理者：その他の点はよろしいでしょうか。

■■■：教えていただきたいのですが、プラントの設計とか建築の設計、経審が1,000点以上とか、どれくらいの規模の企業に該当するのか、ちょっと教えて下さい。

南主査：プラントの方は大手6社程の業者が入られる。

■■■：大手6社しか該当しない。

南主査：大体そなります。

■■■：1,000点というのは。

南主査：見積の投げさせてもらった所ですね、いう所と該当していく。建築に関しては県内では15社くらいですかね、構成市町村って言ってしまうと数が限られてきますので、これに関しては県内という形で広げさせていただきました。

管理者：大事な事は、何社世の中にあるかっていう事よりも、我々が他の類似施設と比べておかしな事をやってないと。常識的な所で言ってるかどうかっていう事だと思うんですけども、最近の類似の規模の最近建ってる施設で出してると大体平仄があつてると説明でよかったです。

課長：経審の点数とかはそうですね。

管理者：ですから我々は今回10市町村でやると、突出して高過ぎたり低過ぎたり、何でこんな誰が決めてん、こういうのがやっぱり一番あれです。

局長：だから今建設するにあたっては、適切な数値やと思うんですよ。今、町長が求められるどのくらいの業者って言われるとね、なかなか説明し辛いと思うんですけど。

■■■：売上規模とかあると思いますし、技術者何人いるかとかそういうような感じで点数積み上げていくと思うんですけど、一般的に売上規模がデカかったらそういう技術者もいるから点数は高くなってくると思うんで、大体どんな規模なんかなと。

南主査：Aランクですかね。

■■■：建屋については一緒。普通建築。

課長：建屋はそうです。建築一式になります。

■：ほな1,000点以上いっぱい居てるやろ。

南主査：サブコンは入ってきますんで。

■：今15社ぐらい言うたよな。

南主査：県内で絞るとですね。

局長：これは県内に絞ってませんので、うちの規模の施設を建てられる業者っていうのは大体1,000点以上ぐらいないと対応できないという事で設定させていただいております。

管理者：これ以上低いといかがなものかと。

■：ただ前にも言うてはったけど、炉の業者との兼ね合いがあるわけやろ。

局長：当然そういう形です。

■：分かりました。

■：建てる側とプラント側とジョイントで出てくるんか。設計と3つジョイントで出てくるわけやろ。基本的には設計屋があつて、建屋を建てる人と、炉を建てる人、3社でジョイント組んで、パッケージで応募してくれはるてなってるわけやな。

課長：その時の親となるのが、プラントが主に親となりますので。

管理者：その他ございますでしょうか。よろしいですか。勿論後で又思い出したとか、気になつたという点があったらお伺いしたいと思いますけども、一旦、粗大・リサイクル施設の実施方針(案)等そこに移らせていただきます。

＜説明＞

管理者：はい、ありがとうございます。何か皆様方からこの粗大・リサイクル施設についてもご質問ございますでしょうか。

■：啓発施設っていう位置付けっていうのは、全体の中の啓発施設っていう位置付けでええわけやな。

管理者：ですね。焼却も合わせて。

■：焼却もリサイクルも合わせて、全体の中の位置付け。

管理者：勿論です。ただスペース的に焼却施設の方にはくつ付けられなかつたので、こちらの方にもつてきてあると。

■：だから反対に、焼却施設に見学路を作つて、警備とかそういうのも両方やる。

局長：啓発施設は啓発施設でやりますけれども、リサイクル施設、焼却施設それぞれの見学通路ありますから、その案内とかいうのは啓発施設の業者が行いますけれども、運転とかはそれぞれの。

■：普通、事業自体を動かしてるのは職員が動かしてくれるんやね。見学に来た人の安全確保とか誘導とかいう仕事は業者。せやから場所は2カ所。

管理者：になりますね。遠足に来た人がいて、最初にこの施設は環境学習、ごみを減らしましょうみたいな感じでやって、実際の施設に今から行きますみたいな時には両方が対象になつてくるという事になります。

■：1カ所1施設として案内運営しはるんやつたらそんな人数要らへんけどね。2カ所ってなると。

局長：多分来られて案内する場合は2カ所同時じゃなくて、例えば焼却施設行った後リサイクル施設回る形になりますので、対応は1カ所にあれば完全にあれですけど、移動してもらわなあきませんけども、案内としては同時に2カ所で説明するって事はないと思います。

■：ほんなら先程説明はしました、自由に行って下さいやなしに、事前申し込み経て。

局長：案内する場合は事前申し込み、誰でも来た場合は自由にも見ていただけるという考え方です。

管理者：特に案内もなくてっていうパターンがですね。

■：安全性確保できるんやろか。難しいやろな。

管理者：その安全性って言った時に、ウって苦しくなるとか、怪我される系と犯罪を犯す系となるかもしれないんですけどね。

■：車が常時出入りするんで、何かがあつた時に助けに行こうとしはるのか、逃げようとし

はるのかで 180 度違ってくるやん、助けに行きはった時に、実は障害者も清掃センターで雇ってんねん、うちは。せやから安全性に関しては彼らが、普通は危険やさかいにバックするやろ。せやけど、危ないって助けにいく子らやねん。そんな安全ってどうやって確保するねん。

管理者：プラットホームとかそういう所は入らないようにして。

局長：見学通路というのは当然決まってますので。

管理者：駐車場くらいですかね、今、仰ってる点で。

■■■：駐車場、車通るやろ。どうする、絶対別っこの。

局長：動線の部分を仰ってるんですか。

■■■：せやから今、■■■は一緒にやってるさかいに色々場所案内しなあかんようになってるけど、ここは分けるねんもんな。焼くとこどリサイクルの所とな。

■■■：そうするとやはり啓発施設のみ自由に入りできるようにして、他は連絡しないと入れないようにする方が安全ちゃいますか。

管理者：動線の切り分けでいけばですか。

■■■：せんど話してん。運ちゃん、ごみ運んで一生懸命仕事してるけど気荒いでって。会つたら、お兄ちゃん頑張ってやって手振ってるとこピシャっと行きよったらどないすんの、絶対文句言いやる。僕ら言うてんやん。

管理者：今、仰ってるのは、そういう事故を防ぐ為には啓発施設は誰でも来られますよと。焼却施設を見たい時は、団体にても何にしても申し込んでいただいて入れるようにした方がいいんじゃないかと。

■■■：啓発施設で受付をして。

管理者：1個ありますのは、温浴施設が焼却施設の方にあって、それが地元対策の方で結構要望があつてやる部分なんで、フラつと要は地元の人ですね、使いたい時にフッと来てフッと使えるっていう形にはしておかないと面倒臭いやないかという話にはなつてしまふ所なんです。

■■■：せやけど、工場と違ってさ、事務所までやろ。温浴施設は一般論で工場の方なんか管理

上施設の方なんか。

管理者：いや、余熱を使いますから。

：あちやー。

管理者：余熱の有効活用、だから重要なのは結局お客様動線とごみの作業用車両っていうのを、駐車位置も含めてよくよく工夫するという部分となってくる。

：それは自由に出入りできないと使えないでしょ。

：そこらをちょっと工夫して。

南主査：要求としてはそういうふうに分離しなさいと、入口に関しては焼却施設に関しては1カ所になるんですけども、一般車が止める所、パッカー車とかが走る方は別にしなさいよというふうにしてます。玄関も一般車の駐車場側に設けなさいというような書きぶりをさせてもらっています。

：入口が違うと。駐車場も違うと。

南主査：最初入っていくスロープは一緒なんんですけども。

：この温浴施設はまあ言うたら一般市民、地元対策の中で造るやつですか、作業員はまた別ですか、シャワーが何か。

管理者：それはまた別ですね、作業員用シャワーは。

局長：要するに補助金をもらう為に作業員用のシャワーをちょっと良くして使うという提案をしていきたいと思いますんで。別このものを造ると補助金対象になりませんので、従業員用のものを若干よくして使うという設定で。

管理者：設定は、実際は従業員の人は作業着のまま入りに来る。

局長：使う事はあります。

：一緒になるやん。市民と従業員が一緒に。

管理者：それはちょっとあれですね。

局長：それは当然あります。

管理者：ああ、とれないんだ。

■■■：動線も考えて下さい。

■■■：何か色々ありそうやな。

■■■：どっちにしろ啓発用の施設の事務所と、上下やねんやる。焼却する部分、ちょっと上やな、リサイクルの所に啓発施設の事務所も造るんやからこういう位置関係やんな。

管理者：だからあんまり高コストな形にならないように運営は考えていかないととは思っておりませんで。その中で子供とかその辺りも含めてバ一っとこう来たら危なくないかという事については改めて検証させていただきます。

■■■：子供だけで風呂入りにきたらな。親と一緒に来るって限らへんし、色々な事考えていつた時に動線って危ないで。そこらよう考えていいかな。

管理者：ちょっとそこは。

■■■：それからこのマテリアル回収推進施設で、最終出てくる可燃物の処理の費用と清算っていうのは、どうされるんですか。

局長：可燃、可燃物。

■■■：可燃物はどこで処理する。焼却施設に持つていて処理する。

局長：そうですね、当然そこで計量しますんで、その計量で稼働した時はもう計量できますので、今は前年度のごみ量で計算しますけれども、稼働してからは即時出てきますからそれで。

■■■：ただ焼却は10市町村で、こちらは7市町村ですので、その処理を焼却施設でした場合の費用の清算、これが事業単位が別になった時どうすんの。

南主査：粗大ごみ破碎して、可燃物として焼却施設へ運んで、どこのごみっていうのは分からないので。

■■■：経費どう計算するのか。

■：ソファアンダルに木が付いとる、鉄はグチャっと潰してこっちに除けた、中に木のクズが残るな、これは焼却施設を持っていって焼く。本体は誰が持ってきたかうちゅうのが。

補佐：そこに関しましては粗大・リサイクル施設の方で処理するごみのどれを使うかっていうのはまだ決まってないんですけども、7市町村でお持ち込みいただいた対象となるであろうごみの量に応じて按分させていただこうと。

管理者：持ってくる時だったら、7市町村のそれぞれがどんだけの割合か分かりますけど、可燃の施設にもういっぺん持っていく時には、もうごっちゃになっちゃうという事です。

局長：計算しようがないから、持ってきた量で按分するという方法になっていくだろうと。

管理者：もう一度整理なんんですけど、仮定になりますけども何対何対何っていうのでなったら、そのリサイクルの所からこっちに持っていく時も、実はどつかの持ってきたやつに凄く可燃成分が多い可能性ありますが、それはやりようがないので7市町村でごみの割合でやると。ただそれが後々焼却施設の方で異論が出たりとかあってはいけませんので、きちんと何か文書の形でちょっと早急に。

■：発注、事業者が変わる可能性もあります。その時どうするのか。

■：粗大ごみ施設から焼却施設へ持っていくっていうのは搬入になるわけやな。ここでも計算してお金が発生するわけや。

■：その持っていく件数は分かるねん。これが■のごみやら■のごみ。それはもう分からへんで。

■：持ち込みで按分するって言うてはんねん。

■：もうそれしかないわけや。

■：持ち込みの時の按分やねんな。

局長：多分そうなるであろうと。

■：結果で按分なんてできひんわけやな。

管理者：言うなれば焼却施設は10で按分するような感じなんんですけど、11で按分する形に多分なると思う。それぞれが直接持ってきた可燃ごみですね。その11番目っていうのはリサイクルの所から来るやつ。で、そのリサイクルの所から来るやつについては又その中でリサ

イクルの方の分量割合でやるんで、だから両方参加されてる所は自分のパートとリサイクルの部分のパートっていうのが加わってお会計という形になるので、ちょっとそれが各ご担当のところにもきちんと理解されるように。

局長：担当者会議で説明させていただきます。

管理者：如何でしょうか、その他ございますでしょうか。

■■■：ちょっとさっきの話に戻るんですけど、啓発施設の方はリサイクルを中心に見学者を案内するような形になるというお話しですと、焼却施設の方に大会議室って特に必要ないのかなと思うんですが、計画で書いてここどうされるのかなっていうのと、防災備蓄倉庫は2つ必要なのかなっていうのがありますと、そこはどうされるんですか。

南主査：焼却施設の会議室に関して、見学者ルートで50人分、40人分とかっていう面積を確保しなさいっていう要件を提示します。防災倉庫に関しては、どちらの施設でも何か起きる、片方の施設で震災が起きるって事は考えにくいので、どちらでも対応できるように。大型な会議室があるのが、管理棟になります。マテリアルの方の管理棟になります。そこでも対応できるようにする。もしかしたら焼却施設の方にも行ってもらわないといけないケースも出てきますので、そちらの方でも用意しておくというような事で考えております。どちらにも設けるという。

■■■：会議室を2つ造る。

南主査：じゃなくて防災倉庫ですね。

管理者：倉庫はそれで説明になったんですけど、今、■■■が仰ったのは、みんなが何か啓発の色々な説明を受けたりするような大きな会議室っていうのは、啓発施設にあれば、要是見学通路的にこっちに行くだけやから、焼却施設の方には大きな会議室は要らないのではないかというご指摘。

■■■：でまあ、表現でいくと焼却施設の方に大会議室ってあって、マテリアルの所で中と小つてあるんで、何かイメージ的にこっちの方に大きい会議室が。

南主査：マテリアルの方の中小の使い方としては、このような形で考えてます。控室と運営協議会をするような。

■■■：焼却の方に会議室はあえて必要ではないのかなと。

補佐：それに関しましては、見学者の方のご要望もあるとは思うんですけども、焼却施設だけ

見たいっていうような要望があった時に、やはりそちらの方に会議室がない事にはそこでの説明という形になりますので。

■：だけど今の議論の中では1回啓発施設で収容して、そこから移動してもらうわけでしょ。

管理者：小学生の見学は正にそんな形である。彼が今言った行政研修であったり地元だったりが焼却施設の所だけピンポイントで来た時には、いちいち会議室は向こうなんでっていうよりもあった方がいいという話ですね。ただ、出来るだけ延べ床面積を減らし、合理的にっていう観点からすればというご指摘ですね。啓発施設の方は中、小なんですけども、よく我々が色んな施設見に行ったら最初にこの施設の概要はとかDVDとか色々聞くようなやつはオープンスペースの所でドーンとやろうというふうにも思っております。それでも大會議室を別途造るのは止めようと、イメージからいうとうちの天理駅の団待ちみたいな感じであれば、オープンスペースでありながら大きな他の人が見てもいいような会議が出来るのでっていう事で、ちょっとそっちは減らしたんですね。そこで全く会議室がないと困っちゃうのかしら、どうでしょう、焼却施設の方は。

南主査：運営事業者も会議するケースもございますので。

管理者：焼却施設の運転業者が会議をしないといけないっていう事もあるから、会議室は全くないとそれは困るという事でいいんですかね。

南主査：そうですね。

管理者：要は業者が違いますんで、恐らくマテリアルの方と焼却施設と運転する所と違う。その人達が結局色んな会議をっていう時に、こっちの方に会議室あつたらその広さがむしろ啓発施設より大きなものがいるかどうかっていう所は精査した方がいいんじゃないかなと、そのぐらいのご指摘でお許しいただければ、表現は又考えたいと思いますけど、全く会議室がないと焼却施設も運転管理上はちょっとやり辛いかなというのは、どうですか。

■：規模的にはどんなもんやの、大会議室って。

管理者：何人ぐらいに入る会議室、焼却施設の方は。

南主査：すみません、はつきり全部が頭に入ってるわけじゃないんですけど、私共組合から会議室を造れという要求はしてないはずなんです、焼却施設には。今、管理者が言うたように50人とかが説明とか聞く所というのは、団待ちと同じような感じで通路でしなさいというふうに謳ってるだけなので、会議室をわざわざ設けなさいという書きぶりはしてないはずなんです。

■：だけどその焼却施設の実施方針の32ページの防災備蓄倉庫の所の仕様には、大会議室又は展示学習コーナーに隣接した配置とする事となってるんで。

南主査：大会議室って捉え方をするのか、ホールという捉え方をするのかっていうのはちょっと明確じゃない書きぶりになってしまってるんですけど、基本的には説明する通路を大きく取って、その隣接する所に備蓄倉庫を設けて下さいよという組合としての思い、事務局としての思いがあります。

管理者：そしたら大会議室を造るっていう事じゃ、でも何かこう書くと■仰った大会議室があるのが前提のような感じなんで、ちょっと整理をしましょう。

南主査：分かりました。

■：ちょっと余裕がなかつたら、実際動いていたらしんどいで。ギリギリの。

管理者：運転管理上は何らかのスペースはあるかなとは思います。

■：絶対ギリギリやつたらしんどい。

管理者：防災拠点というふうに位置付けてやってる所もあるので、何らかの形ここで退避できまつていうのは地元との関係でもありがたい点ではありますけど。巨大なホールである必要はない。ちょっとそこどのくらいを想定してるのか■も仰っていただいた点を汲みながら整理しましょう。その他は如何ですかね。よろしいでしょうか。これが今後公表するのがいつでしたっけ。

南主査：5月7日を予定しております。

管理者：一旦この資料はまだ公開前だから今日は回収させていただくという事ですね。勿論公開後に発注するまで、実際公募かけるまではまだ間があるわけなんで、皆様がご意見とかあつた場合にはそこで反映していく事もあり得るって事かな。今みたいな宿題をいただいた場合には。

局長：今後で。なかなかそれを調整する時間というのはないんで。

管理者：出来れば早い方が。ご質問とか個別に今後出てきた場合には出来るだけ速やかに事務局の方にいただければと思いますんで、よろしいでしょうか。

■：啓発施設、他施設ってどつかに書いてるんかいな。これ読んでたら焼却の方も関わってきますし。

管理者：見学のルートがあるっていう事。

■■■：うん、そう。だからこれを取りに来た人は2施設責任持つてしなさいよってなるわけやな。そこがちゃんと分かるようにどつかで。

管理者：分かりました。後で聞いてないそんなんって言われたら困るって事。

■■■：32ページ。

■■■：啓発施設に関する要求水準書、施設っていうのはやっぱり1つやねん、この書きぶりから言ったら。

管理者：啓発施設は1個で見学ルートは2施設共にあるという事。

■■■：せやから施設の管理の運営これやさかいに1カ所やんな、ちやうん。こう書いてある。

管理者：書きぶりの所が誤解のないように。

■■■：何ページ見てんの。

■■■：啓発施設の方。これの粗大ごみ・リサイクル施設の一番ケツ。

管理者：運営段階の63ページ以降の所にエネルギー回収型廃棄物処理施設の案内含むっていうふうには書いてあるんで、最初の方は設計、建設段階って設計、建設段階はまあまあそれやるわけですけれども、ソフト事業として動かしていく時にはこの②のアの所ですね。

南主査：設計、建設段階でも啓発事業者っていうのは設計であったり、建設の関与をさせていただきます。監修をしてバラバラにならないように監修作業というのは。

管理者：監修があれば、そっちの方にエネルギー回収型処理施設の見学ルートを含むっていうのを書いておかないといけませんね。

補佐：それに関して60ページの啓発施設の整備の所の③の所。

管理者：ああそうか。③に書いてます。すみません、私の勘違い。60ページの③。エネルギー回収施設の見学ルートもちゃんと設計をしなさいというふうに。ごめんなさい。文言上は書き込まれてます。よろしいでしょうか。

〔REDACTED〕：はい、分かりました。

管理者：はい、では何かご質問あれば出来るだけ早くお願ひします。ちょっと大分時間が過ぎてしまいまして申し訳ございませんでしたけども、本日、次の議事でございますが、新ごみ処理施設の今後の入札手続きに関してこないだ懇談会をやらせていただきました。その結果についてなんすけども、ちょっときちんと文書の形で置いておきたいなというふうに思いまして、先程局長からも一言ございました、こちら別紙の表をつけております。

次 長：資料のA4、1枚の紙をお出しいただけますでしょうか。ホッチキスで綴じていない一枚だけピラっと。

管理者：これは2月25日付けになっておりますが、この組合議会の定例会後に見積書の提出状況についてこないだご説明をさせていただいて、それによって左右されて参加要件を変えるという事ではなく、状況の以下によらず当初の参加要件を維持し、公平公正な条件の下で入札を行う事が適当であるという事を全員で確認をしていただいたという事ですね。ちょっと残しておきたいなというふうに思いまして、こちらの方を私印で結構でございますんで、後で押していただけたらというふうに思っております。

次 長：今日の運営協議会終了後に各首長にご捺印をお願いしたいと思っております。それと又この文書につきましては公文書の扱いで保存を考えておりますので、副管理者の〔REDACTED〕は23日に〔REDACTED〕におかれましては22日に又ご決裁をお願いしたいと考えておりますので宜しくお願ひします。

管理者：宜しくお願ひを致します。これについては何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは次の3番目でございます新ごみ処理施設における起債についてという事で、こちら私の方からご説明をさせていただきますけども。

次 長：ホッチキス留めのA3のカラーの用紙をお出しいただければと。

管理者：こちら過疎債の適用等についてというような形で書いてありますが、今、私共の前には2つの選択肢がございます。1つは起債を組合全体でやって、それで負担金として皆様からいただくというパターンと、それともう1つの方法はそれぞれに起債をしていただいて、組合の方にお支払をいただくというパターンがあります。1つ目の一括してやるやつの方が起債手続きは1本で済みますんで、事務的な点での合理化っていう所はあるかなというふうには思いますし、或いはその都度起債をしていく、年度毎に起債をしていく形になりますんで、ごみ量割合ですね、今後色々な減量化の努力等される所については若干の損得というのは、ひょっとしたら生じるかもしれない。ただ、今回過疎債の適用等についてという事で、書かせていただきましたのは、次のA3のページを見ていただけたらなというふうに思うんですけども、集計表、最後見た方がいいですね、一番下の。要は個別に

やれば、[REDACTED]と[REDACTED]は過疎債を使う事ができるという事になりますんで、これは非常に有利あります。現在、国の方に出している地域計画事業費の別紙3をしたら、実際にこの変動はこれから予定価格次第であると思うんですけども、[REDACTED]で1億規模、[REDACTED]で恐らく2、3億ぐらいのものが纏めてやるか、個別にやるかで違ってくるという事でありますので、10市町村全体の事も考えつつ、個別のご事情も考えれば構成市町村がこれだけ相当大きな差が出てくるという事であれば、パートナーとしてご協力するという事で、過疎債使えるようにした方が良いのかなと思っておりまして、若干事前に両首長とはお話をさせていただいたんですが、[REDACTED]はちょっと今日来れなくて申し訳ないんだけれども、是非ともお願ひしたいという事でありますて、[REDACTED]どうですか。

[REDACTED]：各市町村の事務方の担当者にちょっとご負担になるかも分からないですけど、是非お願いしたいと思います。

[REDACTED]：やむを得んわな。

管理者：はい、これが後で分かつて過疎債使えたのって話になつたら、おそらく両議会は絶対もたないと思いますので、全体のスケールメリット等って所に、勿論個別の財政にはなるんですけども、過疎債適用できる方向ではいかがかというのが提案でございます。ご意見いただければ。

[REDACTED]：そんでいいんぢやいます。そうせんと、[REDACTED]も[REDACTED]も議会通らへんやん。過疎債という有利なものが使える状況になってるのに、それ使われへんっていうんやつたら入らん方がええやんってなるな。

[REDACTED]：確定していったら、年度毎のやつを3年程決定になって云々ってさっき言うてたやつは確認しとかなかん。

局長：細かい話させていただくと組合一括で借りるとなれば、返済を15年なら15年で区切つて毎年の返済計画を作るんですけども、それもごみ量の対象となるんですけども、今回の場合は事業のかかる年度、例えば33、34、35で事業やとなると、33年度で必要な金額においては、その年度でごみ量の金額が確定するという事になりますんで、その辺をご了解いただきたいと。又この細かい所は。

[REDACTED]：起債の償還、最後終わるまでずっとそのままいくっていう事言つてるの。

局長：そういう事ですね、はい。

[REDACTED]：そこだけよう確認だけしといて下さいよ。

管理者：どういうケースが個別にした時に損というふうに捉え得るかというと、今、若干ごみ減量化、ご自身の所が出遅れているけれども、これから相当自分の所は頑張れるという見込みがあつて、今後償還時期にずっと自分の所が頑張れば、毎年毎年ちょっとずつごみ負担量からいって分担割合が減っていくはずだから、自分の所は得をする為にも頑張るんだというふうに思つてらっしゃった所が仮にあるとすると、もう33年34年35年とそれぞれの時点のごみ量割合で額が確定してしまうので。

局長：まず、天理は減量計画まだやってませんので、一番響く所なんんですけど。

管理者：うちのケースなんかはですから、纏めてやつた方がきっと財政的には楽だろうという。ただそれは勝手な思い込みです。勝手な期待感です。逆に言うと、他の所が減量がこれから進んで、今もう相当目一杯頑張ってらっしゃったという所については今の時点より逆に負担割合でいいたら増える可能性もありますんで、そこで変動幅で損得というのは出てくるかもしれない。ただもう現時点ではつきりこれは間違いないっていうのは過疎債が使えること使えないケースがあるという事なんで、それはもうという話がありました。

：それはオッケーですか。だけどその後ろで。

管理者：事情を分からないとという事で。

：3年間でもう確定してしまいますよっていうのは付いてますよっていうのだけは管理者の口から言うといつてもらわな。

管理者：はい、よろしいでしょうか。そこも含みで。

局長：又起債の話については、各担当の財政担当者に見ていただいて、ご説明させていただきたいと考えておりますんで、又宜しくお願ひします。

管理者：又組合に納めていただくタイミングとか、そういう所もありますんで。

局長：一借をしてもらわないといけない可能性もあります。うちが必要な時にそれだけの予算があればいいですけど、ない場合はまずどこかで借りていただいて準備をしていかないとダメ。

：組合自体ではそれ出来ひんの。

局長：ちょっとその辺は、出来ない事はないです。

：いちいち議会通して云々って一借やとかいるやろか。

■：一借みたいな、当初予算で限度額定めとるからその範囲内で。

■：組合でも出来るんやろ。組合でも一借できるんやろ、そんなら。

管理者：手続き的な。

■：限度額とか決めとかなあかんねんな、あれ。

管理者：若干これから発注施行の方で事務局側としては、相当そちらの方に集中せざるを得ない状況でありますので、出来る事ならば一借の手続きは普段から慣れておられる各財政担当者にお願い出来たらありがたいというのが今の事務局の現状でございます。

■：財政調整基金な、使たらええねや。

■：それは承認されて各負担お願いしますよって、だから議会で通さんでもええの、そんなに出来るん。分担金の追加、借入。

管理者：分担金をお願いをして、渡してさえいただければ組合としては何にも困らないんで、それぞれの市町村で仰るように財調切り崩して出したらええわっていう所はそれでいいし。

■：ちゃうちゃう、そっちで一借する、要望する場面が出てくるか分からんって言いはったさかいに俺はどんな時に出てくるのかって。

課長：それにつきましては、事業者が決まりまして契約します。初年度につきましては、多分設計が入りますので、出来形はないので前払いというものの考え方は出来ませんけども、2年目からにつきましては、建設工事始まりましたら、前払金の話が出来ますんで、その前払金が早ければ4月、5月の請求がありましたら、組合としては事業者に対して払わなければいけませんので、その時に今までお願いしました負担金をうちが支払うまでに各10市町村の方からいただけるのであれば、一借の話はないんですけども、もし負担金が今までみたいな形でしか、一般財源は多分投入されると思いますんで、他との事業の絡みもありますんで、どうしても組合が望む時期までに現金の方を負担金としていただく事が出来ないのであれば、一時借入をして一旦立替払いみたいな形で銀行で融資でもしていただいてお願いしたいというもの考え方なんですけども。

管理者：その辺は又財政担当と。

■：それは金の遣り繰りやから、タイミングと量によって対応できる場合もあるし、今仰てるようになんか財調でいこうやないかってなる自治体あるやろうし。

■：4月5月いうたら一番資金繰りに困る時やからね。年度頭やから。税は入ってけえへんし、まだ。交付金も入ってけえへんし。

管理者：そんな状況でございますんで、又宜しくお願ひします。

■：まだそれはね、確保しておけばなんとかこう遣り繰りできる部分もあるかも分からんので、ちょっと説明して下さい。財務担当にやり取りをさすように。

■：分担金として予算計上しておかないと、一借できひんのですよね。だからこつちから數字言うてもうて予算計上しとかな。

管理者：そしたらそこはそういう事で。よろしいでしょうか。“それではその他の項でありますけれども、事務局の組織改編についてをご説明お願ひします。

<説明>

管理者：事務局内の体制ということでありましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは本日予定しておりました議事については以上なんですけれども、何かこの機会でありますので、皆様からご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか、ありがとうございます。それでは長時間大変恐縮でございましたすけれども、以上で議事の方は。

■：資料は全部置いといたらええの。

管理者：過疎債のやつは持つて帰っていただいて。

課長：実施方針と要求水準書のホッチキス留めしてある分。

局長：2冊だけ置いといていただければ。後は印鑑をいただいて。

以上